

付5 調査票の記入のしかた

令和元年7月改訂

労働力調査 基礎調査票の記入のしかた (2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)



労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

調査の対象

ふだん住んでいる人とは、月末現在（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯に**すでに3か月以上住んでいる人**、又は**3か月以上にわたって住むことになっている人**をいいます。

記入しなければならない人

- ・ 家族
- ・ 住み込みの雇い人
- ・ 間借り人又は同居人

(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。

間借り又は同居している人

- ・ 単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。
- ・ 家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。

寄宿者・独身寮などに住んでいる人

- ・ 会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。

(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。

・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。

調査の期日および期間

調査月の末日（ただし、12月は26日）**現在で15歳以上の人については、月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月間に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。**

- この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。
- ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事を少しでもした場合、その仕事について記入してください。
- ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その農仕事について記入してください。

おぼえ書き欄

[この欄は、基礎調査票の第1面⑥欄に**月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**仕事をした時間**を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

氏名		時間	時間	時間	時間	時間	時間	記入例	
毎日の仕事をした時間	1日目	月 日 ()	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分
	2日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	3日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	: 15
	4日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	6 : 00
	5日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	: 0
	6日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	7日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	1週間の合計		:	:	:	:	:	:	合計 27 : 15
毎日の仕事をした時間	1日目								時間 : 0分
	2日目								7 : 00
	3日目								: 15
	4日目								6 : 00
	5日目								: 0
	6日目								7 : 00
	7日目								7 : 00
	合計								27 : 15

2ページ～7ページを参考にして 調査票に記入してください

調査票の記入にあたって

- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。
- 記入は必ず**黒の鉛筆**又は**黒のシャープペンシル**をお願いします。(ボールペン等は使用不可。)

記入もれや記入誤りが無いが、提出前にもう一度ご確認ください

『基礎調査票』は、「⑤月末1週間に仕事をしたかどうかの別」の記入内容で、回答する項目が異なります。

⑤月末1週間に仕事をしたかどうかの別 →

第1面

15歳以上の人について記入してください

① 氏名及び男女の別
・ふだん住んでいる15歳以上の人を もれなく書いてください

② 世帯主との続柄
・孫の配偶者は孫に、兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます
・世帯主の配偶者は父母・祖父・祖母・兄弟姉妹 それぞれ 父母・祖父・祖母・兄弟姉妹に含めます

③ 出生の年月
・該当する元号又は西暦に記入したうえで、年及び月を書いてください
・年を西暦で記入する場合は、西暦年の4ケタを書いてください

④ 配偶者の関係
・配偶者の有無は届出の有無に照準なく記入してください

⑤ 月末1週間(ただし12月は20～26日)に仕事をしたかどうかの別
・月末1週間(ただし12月は20～26日)に仕事をしたかどうかについて、記入してください
・仕事とは、収入をともなう仕事であり、自家営業(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます
(「基礎調査票の記入のしかた」参照)

⑥ 月末1週間(ただし12月は20～26日)に仕事をした日数と時間
・副業・アルバイト・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください
・⑤で「仕事を休んでいた」と答えたら「0」と書いてください
・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください

⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数

仕事をした人 休業していた人

(氏名)

男 女

世帯主 子 孫 孫の配偶者 父 母 祖父 祖母 兄弟姉妹 他 の 続 柄 其 の 他

明治 大正 昭和 平成 西暦

年 月

未婚 配偶者あり 死別・離別

お 仕事をした人(ただし12月は20～26日)に仕事をしたかどうかの別

お 仕事をした人(ただし12月は20～26日)に仕事をした日数と時間

お 仕事をした人(ただし12月は20～26日)に仕事をした日数

お 仕事をした人(ただし12月は20～26日)に仕事をした時間

お 仕事をした人(ただし12月は20～26日)に仕事をした日数

仕事を探していた人

(氏名)

男 女

世帯主 子 孫 孫の配偶者 父 母 祖父 祖母 兄弟姉妹 他 の 続 柄 其 の 他

明治 大正 昭和 平成 西暦

年 月

未婚 配偶者あり 死別・離別

お 仕事を探していた人

お 仕事を探していた人

お 仕事を探していた人

お 仕事を探していた人

お 仕事を探していた人

通学・家事・その他(高齢者など)

(氏名)

男 女

世帯主 子 孫 孫の配偶者 父 母 祖父 祖母 兄弟姉妹 他 の 続 柄 其 の 他

明治 大正 昭和 平成 西暦

年 月

未婚 配偶者あり 死別・離別

お 通学・家事・その他(高齢者など)

お 通学・家事・その他(高齢者など)

お 通学・家事・その他(高齢者など)

お 通学・家事・その他(高齢者など)

お 通学・家事・その他(高齢者など)

第2面

⑧ 勤め先・業種別の別及び勤め先における呼称
・今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて人をいいます
・上記以外の派遣されている人(フリーの派遣社員など)は、派遣元の事業所における呼称について記入してください

⑨ 雇用契約期間の定め有無及び1回当たりの雇用契約期間
・1回当たりの雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
・期間がわからない場合は、雇用契約期間の定めがあることがわかっている雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

⑩ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容
・その他には、官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます
・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先について書いてください

⑪ 本人の仕事の内容
・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業員数
・本社・本店や出店などを含めた企業全体の従業員総数(パートなども含む)を記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は、官公庁などとして

⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

⑭ 今仕事があれば、すぐつくことができますか

⑮ 探している仕事について
・かたわらに探している仕事とは、通学や家事などのかたわらに探している仕事をいいます

⑯ 仕事を探し始めた理由
・勤め先や事業の都合とは、人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます

雇われている人のうち

個人 会社 その他

雇用契約期間(1回当たりの)の定め有無

個人 会社 その他

この1か月に探したり 開業の準備をしたことがありますか

探している仕事

仕事をやめたため 新たに求職

雇われている人のうち

個人 会社 その他

雇用契約期間(1回当たりの)の定め有無

個人 会社 その他

この1か月に探したり 開業の準備をしたことがありますか

探している仕事

仕事をやめたため 新たに求職

雇われている人のうち

個人 会社 その他

雇用契約期間(1回当たりの)の定め有無

個人 会社 その他

この1か月に探したり 開業の準備をしたことがありますか

探している仕事

仕事をやめたため 新たに求職

労働力調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- 労働力調査では、金銭を要求することは絶対にありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 労働力調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県にお知らせください。
- 労働力調査の調査員は、都道府県知事が発行する「調査員証」を携帯しています。

調査員証

